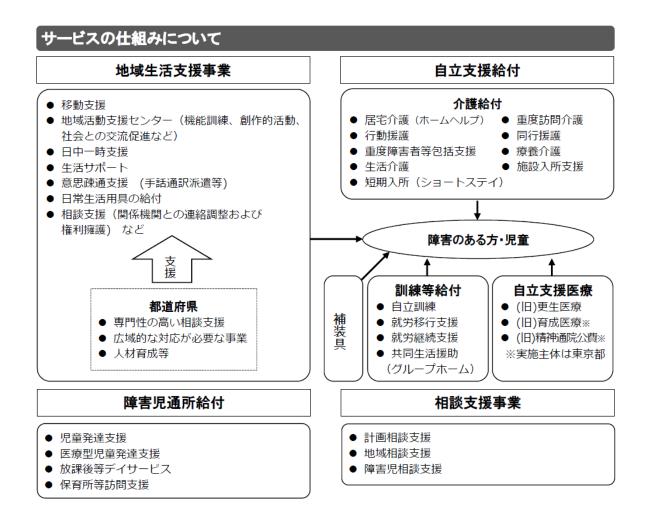
障害者総合支援法等における居宅・施設サービス



1)自立支援給付

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、それぞれ家庭などで利用できる「訪問系サービス」、通所施設や入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

原則、費用の1割は利用者の負担となります。利用者負担は所得に応じて月額上限額が設定されています。

利用者の属する世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護世帯	ОП
市町村民税非課税世帯	0円
	(施設等入所者以外)
市町村民税課税世帯(一般1)	障害者 9,300 円
(所得割 16 万円未満の方。障害児の場合は 28 万円未満。)	障害児 4,600 円
※20歳以上の施設入所者を除く。	(20 歳未満の施設等入所者)
	9,300 円
市町村民税課税世帯(一般2) 一般1に該当する者を除く。	37,200 円

2)地域生活支援事業

市町村または都道府県が行う、障害のある方等の自立支援のための事業(移動支援、日中一時支援、 地域活動支援センター、意思疎通支援、日常生活用具、相談支援等)が定められています。

自治体が個々の地域性を生かした独自の運営方法・内容を定めて、実施します。